

<研究ノート>

日本における農業簿記の研究 (11)

—農業統計調査, 農協簿記についてのヒアリング調査—

戸田 龍介

1 はじめに —これまでの農業簿記の3つの流れ(道)—

これまでの諸論稿により, 従来「農業簿記」と総称されてきたものの中には, 実は3つの流れ(道)があったのではないかと考えられることを示している(例えば戸田(2015c)を参照)。ここではまず, 既述の結論を改めて示すことにしたい。まず, 第1の流れ(道)として考えられるのは, 農業者用の所得税青色申告決算書の作成をゴールとする農業税務簿記であり, 公平・簡素・中立を旨とする「税務」に依拠するものである。これに対して, 第2の流れ(道)は農業統計調査の流れであり, より正確に言うところ, 当該農業統計調査の傍流としての農業簿記「研究」の流れであった。また, 農業簿記第3の流れ(道)は, 「農協(のための)簿記」という流れである。

以上を一旦まとめると, これまで「農業簿記」と総称されてきたものには, 「農業税務簿記」, 「農業統計調査(の傍流としての農業簿記研究)」, 「農協(のための)簿記」等があったことになる。本論稿では, 上記の流れのうち, 第2の「農業統計調査(の傍流としての農業簿記研究)」の流れと, 第3の「農協(のための)簿記」の流れが確かに存在してきたことを, ヒアリング調査から明らかにしようとするものである。

本論稿においては, 一般に農業簿記と呼ばれているものの中にも, 実はいくつかの流れがあったことを, 関係者からのヒアリング調査, いわゆるオーラルヒストリーをその手掛かりとして確認している。ここで, 「手掛かり」というのは, 文献研究では決して知り得ない事実や実務の手法を, オーラルヒストリーを通して掴んでいくことを意味している。したがって, 本論稿の特徴は, オーラルヒストリーを通してしか知り得ない実態に基づき, 日本においてこれまで主流を占めてきた農業税務簿記を, 従来の研究とは全く異なる視点で相対化しようとする点に求められるのである。

2 ヒアリング調査からみる農業統計調査の流れ

現在, 農業簿記と言えば, 農業者用の所得税青色申告決算書の作成をゴールとする農業税務簿記を指すことが一般的となっている。しかしながら, 他の方向性を有する農業簿記もあったこと

を、関係者からのヒアリング調査により確認していくことにしたい。

さて、農業税務簿記とは異なる農業簿記の流れが確認されたのは、神奈川大学経済学部教授で、日本経済史が専門の谷沢弘毅氏へのヒアリング調査が大きな契機となっている。なお、谷沢氏へのヒアリング調査は、筆者が学内紀要（神奈川大学経済学会発行の『商経論叢』）に上梓していた一連の論文に対する谷沢氏のコメントを契機としている。谷沢氏は、2014年度までの筆者の農業簿記に関する研究には、「明確にしていない点がある」（谷沢発言、戸田（2015a, 103））と指摘する。そして、その「明確にしていない」最大の点は、「農林省サイドの調査の基本」（谷沢発言、戸田（2015a, 105））である、「農家経済調査（農経調）」（同）への目配りの欠如であると明確に指摘する。また、筆者の農業簿記研究は、税務会計を中心とした旧大蔵省サイドの調査にその焦点があてられており、農家経済調査を中心とした旧農林省（以下「農林省」とする）サイドの調査も加えなければ、真の研究としては問題があることを指摘する。それらの指摘は、具体的には以下のものであった（谷沢発言、戸田（2015a, 106））。

【谷沢】……、農業実態に関する調査としては、戦前戦後とも農家経済調査がそのメインです。農家経済調査って、基本は農家の所得調査なんですよ。戸田さん会計屋さんだから、（税務）会計のほうに引っ張りたいたのは分かるんだけど、農家の所得を正確に調査してきたのは、やはり農家経済調査なんですよ。もちろん所得というフローだけでなく、所有資産というストックも調査してた。……（中略）……。農林省管轄下の農家経済調査がすごかったのは、1カ月ごとに家族がどのぐらい労働投入しているかとか、あるいは労働時間がどのぐらいあるかと、そこまで調査してたこと。もっと言えば、戦前の農家経済調査は、戦後の調査よりさらにストイックだったってことなんですよ。

さらに谷沢氏から、農家経済調査について次のような情報を得た。まず、農家経済調査のような「農家や農業の実態調査って、これを正確にとろうとすると負担がものすごい。農林省は、かなりの数の統計職員を内部で抱えてたから、これができた。でも、そういった統計職員達が中曽根行革でバツサリやられてしまって、農林省も農家経済調査を、総務省にほぼり出さざるを得なくなった。」（谷沢発言、戸田（2015a, 106））。つまり、他省庁に比して多くの統計職員を農林省内部に抱えていたため、緻密で正確な農業統計をとることができたことになる。もっと具体的に言えば、日本全国に多数あった農業事務所にいた統計職員達が、「『坪刈り』という方法で一生懸命田んぼを見ながら、極めて緻密に調査」（谷沢発言、戸田（2015a, 107））してきたわけである。つまり、「ある意味、税金や課税とは全く別のアプローチなんだけど、すごく緻密にやって」（同）きたという歴史、農業税務簿記とは全く異なる流れがあったことになる。しかしながら、そういった緻密な農業統計調査を支えていた多数の統計職員が、中曽根行革において目をつけられ削減されてしまった結果、農林省サイドでは農家経済調査を自前で行えなくなり、その調査権

限を総務省に移管せざるを得なくなってしまうことになる。

さて、現在は総務省に移管されてしまった農家経済調査であるが、この調査は、特に戦前は農林省だけではやれるものではなかった。当該調査に対する有力な協力機関が、京都大学農学部であった。戦前においては、京都帝国大学農学部の名前で、農家経済調査の調査が行われているほどである。農家経済調査と京大農学部との関係について、谷沢氏は次のように語っている。「京大農学部のかつての凄さってのは、この農家経済調査への関与にあったと思う。とにかく日本の農業というか、農家の実態把握については、やはり統計的手法に基づく農家経済調査がきっちりやってきた。戦前戦後を問わず、調査手法として根付いていた。」(谷沢発言, 戸田 (2015a, 109))。この言にあるように、日本の農業の実態把握に関しては、農林省サイドの農家経済調査が、少なくとも中曽根行革までは緻密にやられてきたわけであるし、この流れの統計調査が農業税務簿記とは異なる目的を持って遂行されてきたわけである。そして、この流れの中に、京都大学農学部の深い関与があったということになる。

つまり、一般的に「農業簿記」と称されるものの中に、旧大蔵省サイドの農業税務簿記とは異なる、旧農林省サイドで京大農学部とも深い関係があった2つ目の流れが存していたことになる。農業簿記についての2つ目の流れについて、全国農業経営コンサルタント協会元専務理事(現会長)の森剛一税理士も、ヒアリング調査において次のように語っている(森発言, 戸田 (2014, 120))。

【森】 農業簿記の体系も、大きく分けて2つあるわけですよ。1つは、税務サイドの農業簿記と、それともう1つは、簿記論的ではあるんだけど日商簿記の体系とは全く違う、京都大学の先生方がおつくりになった体系と大きく2つあって、それらは全然相いれないんですよ。相いれないというか、全然違うところが多いです。私は両方知っているのですが、なかなかその統一が難しいですよ。

【戸田】 私も研究論文で書きましたけど、大槻正男という方が京大式農業簿記といたすごい試みをされていますよね。複式簿記は大変なので、何とか複式じゃない会計を、という。私が見る限り、さらにややこしくなっている感じがしますけど。

【森】 やっぱその影響というのはすごく大きいというか、農業の世界で農業の簿記論、農業簿記をやっている人たちというのは、京大の人たちの理論の流れをくむ人たちがほとんどなので。(以下略)

以上のように森氏は、農業簿記には、「税務サイドの農業簿記」とは異なる、2つ目の農業簿記が存在しており、これには京都大学農学部の理論の流れをくむ研究者が深く関与してきたことを語っている。では、この2つ目の農業簿記は、基本的にどのような目的と結びついたものだったのであろうか。この問いに対して森氏は、ヒアリング調査において次のように語っている(森

発言, 戸田 (2014, 121))。

【森】だから (京大農学部の農業簿記研究は一戸田) 全然違う。ガラパゴスみたいなんです。

別の論理体系, 理論なんです。要は, 大槻先生もそうなんですけど, 基本的には農産物の生産費調査と結びついているんです。

【戸田】 そうなんですよね。

【森】 基本的に, 私もかつてそういう仕事をしていたんですが, 国の政策として, 政府買上価格を決める上で彼らの理論というものは構築されているので, 要は複式簿記だとか財貨の流れとかということよりも, 所得補償する上でのコスト, 生産費というものを解明するということが主眼なんです。京都大学の流れの学説というのはそういう風にてできているんで, 逆に言うと, それでもう彼らは行き詰まっちゃっているんで, それ以上進化しないんですよ。その垣根は取っ払いたいと私は思っているんですけど。

【戸田】 重要な点は, 生産費を調査するために使ったのは, 複式簿記ではなく, 統計という技術であったということだと思います。

【森】 そうですね。まさにおっしゃるとおりで, 生産費を統計的に解明するための学問体系なんです。

上記のヒアリング調査からも明らかなように, 農業簿記の第2の流れ (道) とは, 「農産物の生産費調査と結びついている」ものであり, 「生産費を統計的に解明するための学問体系」に結びついたものであった。先の谷沢氏の言と併せると, 旧農林省主導ながら, 京大農学部の調査協力も得て, 政府買上価格の基礎と見なされる農産物の生産費を統計的に解明しようとする流れ (道)こそ, 農業簿記第2の流れと見なし得ることになる。

3 ヒアリング調査からみる農協簿記の流れ

前章において, これまで農業簿記と一般に呼ばれてきたものには, 現在主流となっている農業税務簿記以外に, 農業統計調査という別な流れ (道) が存在していたことが, 特にヒアリング調査から明らかとなった。本章ではさらに, 農業簿記には, 第1の流れである農業税務簿記や, 第2の流れである農業統計調査以外に, さらに別の流れである第3の流れが存在していることを, ヒアリング調査を中心に明らかにしていくことにする。

結論から言えば, 農業簿記第3の流れ (道) とは, 「農協簿記」⁽¹⁾ということになる。少し言葉を加えるならば, 「農協のための簿記」ということになる。ここで, 農業簿記第3の流れである農協簿記について, この言葉を最初に聞いた際のヒアリング調査のもようを以下に示すことにしたい (真嶋発言, 戸田 (2015d, 79))。なお, ヒアリング対象者は, 北海道士別にあるJA北ひびきの営農部経営対策課課長の真嶋憲一氏である。

【戸田】真嶋さんは、どこで農業簿記を習ったんですか。

【真嶋】JA カレッジというところですよ。高校を卒業した後、1年間そこで農業簿記、というか農協簿記をみっちり勉強させられました。

【戸田】農協簿記？

【真嶋】ええ。確か、JA カレッジの講義の中に、そんな名称の簿記の時間があったと思います。農業だけじゃなくて、金融取引とか共済取引とか、今農協がやってる業務の簿記処理を習うんです。

【戸田】なるほど。農業簿記、じゃなくて農協簿記っていうのが、何だかとても意味のある言葉だと思いますね。(以下略)

真嶋氏の語るように、農協簿記とは、農業に関する取引以外に、「金融取引とか共済取引とか、今農協がやってる業務」全般を処理する簿記なのである。こういった簿記は、農協の複雑で多岐にわたる業務を管理するために、つまり農協自身のために必要とされていることになる。注意を要するのは、この種の簿記は、農業者のための簿記というより、農協のためにこそある簿記だということである。したがって、農業簿記第3の流れとは、「農協簿記」、より正確に言えば、「農協のための簿記」と捉えることができる。

さて、この農協簿記であるが、その具体的な展開事例に、「クミカン」と称される簿記処理実務が北海道にあるので、次にこれを紹介したい。そもそも、クミカンとは「組合員勘定」の略称であるが、このクミカンについてのやりとりが真嶋氏との間であったので、以下にそれを示す(真嶋発言、戸田 (2015d, 79-80))。

【真嶋】……。だから正確に言うと、クミカンっていうのは、営農管理の仕組みというよりも、資金繰りの仕組みですね。

【戸田】なるほど。その独特の資金繰りの仕組みは、なぜ北海道にだけ広まっているんでしょうか？

【真嶋】私が思うに、要するに北海道って府県と違って、冬の間の収入がまずないんですよ。だから、そもそも資金繰りが大変だったっていうことが大きかったんじゃないんでしょうか。だからクミカンって、農家さんに対する総合貸付口座みたいなもんですよ、しかも計画に基づくね。どういうことかと言うと、まず年の初めに、今年どういう作物をどれだけ作付けして、どれだけの収益を上げて、肥料代や農薬代がどういうふうにかかるのかという営農計画を出してもらって、その計画に基づいて農協がお金を供給する仕組み、これがクミカンなんですよ。最初は貸し付けから入るのは、はじめは肥料だとか農薬だとか、費用っていうかクミカンから引かれていくものが先ですからね。農産物の販売代金は秋以降、後にならないと入ってこないのですね。

つまり、クミカンとは、北海道の農協が使用する「帳票のシステム」(真嶋発言, 戸田 (2015d, 79)) であり、より正確に言えば、組合員農家への「資金繰りの仕組み」である。注意を要するのは、農協 (JA) 全体として全国でやっているわけではなく、北海道独自で運営している仕組みであるという点と、資金供出に際しては営農計画を前提条件としているという点である⁽²⁾。したがって、「北海道の農家は、営農計画とクミカン (組合員勘定) 制度というしくみの中で農業経営を管理している」(小南 2009, 28) ことになる。

クミカンについてはさらに、真嶋氏から紹介を受けた、JA 北海道中央会基本農政対策室室長の小南裕之氏に話を聞いた。小南氏によると、「クミカン制度というのは、組合員勘定取引約定書に基づいて、営農計画書によって定めた取引から生ずる債権、債務を普通預金で決済して、残高不足の場合は当該組合員勘定から別口座に移し貸越決済する、こういった仕組みを持っている制度」(小南発言, 戸田 (2015e, 90)) であり、昭和 36 (1961) 年に北海道でつくられた制度である。また、小南氏と同様 JA 北海道中央会に所属している平野茂貴氏 (農業振興部農業企画課主幹) も、クミカンを次のように説明する。「クミカンとは、正確に言えば、営農計画と一体となったクミカン制度です。ものの本によると、やはり資金繰りに関係しているようですね。農産物の収穫期って基本的に秋ですよ。なのでそれまでの、肥料・農薬などの生産資材を買ったりするお金が必要になります。このお金がないと、資金繰りが悪化して、資金繰り倒産みたいなことが起こる。だから、そういったことを防ぐために、クミカンから農家に資金を提供するわけです。あとは、いわゆる営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的もあったようです。こういったようなことのために、北海道中央会の先輩が考案してつくった仕組みが、クミカンというわけです。」(平野発言, 戸田 (2015e, 91))。

上記平野氏の言は、クミカンは元々秋冬の間の資金繰りのためであったという、真嶋氏の先の言を裏付けるものである。ここで注目したいのは、クミカンにはそういった本来の目的とは別に、「営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的もあった」ということである。クミカンの2つの狙いについて、小南氏も次のように語っている (小南発言, 戸田 (2015e, 94))。

【小南】 ……。そこ (小南氏から提示された資料—戸田) にクミカンの狙いということで、いくつか書いています。まず、1つ目は組合員経済の計画化、ということなんです。どういうことかと言うと、クミカンは計画、営農計画書と我々は呼んでいるんですけど、とにかくこの計画に基づいて実践し、チェックするのを狙いとしてるんです。営農計画書には、年間の耕作計画とか資材調達計画とかが載っていますが、そういった計画と実績を対比して課題を洗い出し、さらに次の年の営農計画書につなげていくんです。

クミカンの別な狙いに、組合取引の集中管理、ということもあります。農協との取引内容およびその結果を、常時、一元的に把握できることになります。こうすることで、組合員さんに必要な資材なり資金を、営農計画書で把握された単年度の見込み収益の範囲内で速やか

に供給することができるようになります。こういったものは全部、管理報告票というものに記載されてきます。

小南氏や先の平野氏が語っているように、クミカンには、営農計画書に基づいた資金繰りのチェック、いわゆる「組合員経済の計画化」と共に、農協との取引の常時一元的な把握、つまり「組合取引の集中管理」という狙いがあることになる。

本論稿で注目したいのは、2つ目の狙い、つまりクミカンの「別な狙い」にある。ヒアリング調査で明らかとなったクミカンのもう1つの狙い・目的とは、組合員の「営農情報を一元的に管理する、そういった管理目的」であり、彼らと「農協との取引内容およびその結果を、常時、一元的に把握」することである。この際に重要なのは、誰がそういった情報を管理・把握するのかであるが、むしろそれは組合員農家ではなく、農協がということになる。つまりクミカンという制度は、雪のため冬の間の収入がまずない北海道の農家にとって、確かに有難い資金供給システムではあるのだが、一方、農協にとってみれば、農協と取引のある農家の状況を一元的に把握・管理できるシステムともなっていると指摘できることになる。この点について、小南氏は自身の論文で次のように書いている。「クミカン制度は、『単年度の営農計画書により定めた取引から生ずる債権債務を普通貯金により決済し、残高不足の場合は、当座貸越より自動貸出するとともに、取引内容を営農管理情報として提供』するしくみと定義されている」(小南 2009, 28)。

さらに小南氏は、同じ論文内で、クミカン勘定を使った複式仕訳について、農家側および農協側それぞれを提示している。そこではまた、クミカン勘定の簿記会計的性格について、次のように記述している。農家側の「農協取引部分については、相手勘定が全てクミカン(運転資金供給の科目)となる。水田・畑作経営の場合は、支出が先行(クミカン残高が赤)するため、クミカンは農家からすれば、『短期借入金』的な性格となる。」(小南 2009, 30)。したがって、クミカンは農協側からすれば、反対に短期貸付金的な性格になるわけである。

ここで、小南論文で紹介されている、クミカン勘定を使用した仕訳例を以下に示す。

(例1) 除草剤を購入し、クミカンより支払った。

(借) 農薬衛生費	×××	(貸) クミカン	×××
-----------	-----	----------	-----

(例2) 1月分乳代が精算されクミカンに入金となった。

(借) クミカン	×××	(貸) 牛乳収益	×××
----------	-----	----------	-----

尚、農協側の仕訳は、クミカン科目の貸借が逆になる。

(例3) クミカンから、除草剤販売代金を引き落とした。

(借) クミカン × × × (貸) 購買品収益 × × ×

(例4) 1月分乳代をクミカンに入金した。

(借) 受託販売品勘定 × × × (貸) クミカン × × ×

注：例3, 4とも農協の科目としては、「普通貯金(クミカン口)」または「組合員勘定」を使用

出所：小南 (2009, 30)。

上記の農家側および農協側の仕訳のうち、農家側がその仕訳を本当におこすかどうかについては、「まあ、みんなが全部ってのは無理なんじゃないですか。」(真嶋発言, 戸田 (2015d, 80))と真嶋氏も語っている。つまり、クミカン制度は、別勘定への「振替 (= 自動貸越)」を含めて、上記のように複式簿記を活用した仕組みでもあるが、実質的にその仕組みを使って農家に対する短期貸付金を一元管理するという便益を受けているのは、専ら農協側であることになる。クミカンは、確かに、冬の間収入のなくなる北海道の農家にとって、有難い資金供給の仕組みであるという一面がある。ただ、別な観点から見れば、貸越有の短期貸付金をクミカン勘定として複式簿記システム内で使用することにより、組合員農家と農協との取引を一元的にモニタリングできるという、農協自身にとって有益な管理ツールという一面も有していると指摘することが可能である⁽³⁾。

以上のように、クミカンはその一例であるが、農協の複式簿記活用の仕方は、農協自身のためであると言えるのではないだろうか。つまり、農協は、現在確かに複式簿記の効用を存分に享受してはいるが、それは組合員農家のためというより、農協自身のためであると指摘できるのである。特に、現在重要なのは、金融や保険(共済)、その他の複雑な経済事業を効率的に管理・運営するために、農協は複式簿記の効果を積極的に活用している点である。そういった使用のためにある簿記は、農業者のための簿記というより、農協のための簿記と捉えられる。ここでは、そのような農協のための簿記を総称して「農協簿記」と捉えているが、この「農協簿記」こそ、農業簿記第3の流れ(道)だと捉えることが可能であろう。

つまり、農業簿記には、農業税務簿記という第1の流れ、また農業統計調査という第2の流れがあったわけだが、本章における調査・考察の結果、農協のための簿記、つまり農協簿記という第3の流れも存していたということが明らかになったわけである。

4 むすび

本論稿でとりあげた各種のヒアリング調査から、日本における農業簿記については、現在主流と見なされている農業税務簿記以外の流れがあることが確認された。農業税務簿記を農業簿記第

1の流れとすると、農業統計調査という第2の流れと、農協簿記という第3の流れである。これら第2および第3の流れについては、通常の文献研究からのアプローチには限界があり、ヒアリング調査によりはじめてその存在が確認・検証できたことになる。

ここで、本論稿において明らかになった、税務・課税を目的とする農業簿記とは別な流れを有する農業簿記について、改めてまとめておきたい。まず、農業税務簿記という現在の主流とは異なる、農業統計調査の流れがあった。この流れは、より正確に言うると、農業統計調査の傍流としての農業簿記「研究」の流れであった。当該第2の流れは、戦前戦後における日本の農業実態調査の主流であった農業統計調査と表裏の関係にあったわけだが、実は、農業者自身による「複式簿記」の活用ではなく、担当部局職員による「統計」の手法に依拠する流れであったと指摘できる。さらに、農業簿記第3の流れは、農協簿記という流れであった。この流れの中では、複式簿記自体は活用されているものの、それは組合員農家のためというより、金融をはじめとする多様な運営事業の管理のため、そして組合員農家への短期貸付金管理のため、つまり農協自身のために活用されているのである。かように活用される簿記は、「農業（者のための）簿記」ではなく、「農協（のための）簿記」と位置付けるほかないであろう。

以上のように、本論稿では、日本において「農業簿記」と称されているものの中に、現在主流となっている農業税務簿記という第1の流れ以外に、農業統計調査という第2の流れ、そして農協簿記という第3の流れが存することを確認してきた。確認にあたっては、主にヒアリング調査による成果を積極的に活用した。ヒアリング調査を多用した理由は、文献調査では入手困難な実態や事実と迫ることが可能だからであった。むしろ、ヒアリング調査に頼りきる研究には、限界と問題も存していることは自覚している。ヒアリングした内容が、時代や地域を超え、本当に一般的な事実だと言えるのかという点を確認する必要があるからである。ただ一方で、これまでの日本の農業簿記研究において、研究対象の実態や事実と考えられるものの集積が、あまりにも少なかつたことも事実である⁽⁴⁾。したがって、まずは、農業簿記に関する実態・事実・実務等を、ヒアリング調査を通して集積していきつつあったと考えた次第である。そこからしか見えてこない新たな知見や発想が、21世紀における日本の農業簿記研究の端緒となると期待されるからである。

注

- (1) 「農協簿記」という用語については、例えば、書籍名に当該名称が付されているものがある。具体例としては、問題編と解答・解説編の2冊から構成されている『例解 農協簿記 ワークブック』（平野公認会計士事務所編、平野秀輔監修）があり、全国協同出版より2003年に初版が刊行されている。なお、同著問題編において、農協簿記に特徴的な事業項目が章別に示されているので、そのいくつかを次に示すことにする。なお、信用事業、販売事業およびその他の事業については、その細目も示しておく。

「第2章 信用事業 (2-1 普通預金 2-2 当座預金 2-3 定期預金 (期日を過ぎてからの払戻し))

2-4 総合口座 2-5 定期積金 2-6 譲渡性貯金 2-7 表示 2-8 証書貸付 2-9 手形貸付 2-10 為替 2-11 手形割引 2-12 表示 2-13 余裕資金の運用)」、「第3章 共済事業」、「第4章 購買事業」、「第5章 販売事業 (5-1 受託販売 5-2 受託販売 (共同計算) 5-3 買取販売)」、「第6章 その他の事業 (6-1 利用事業 6-2 指導事業)」。

また、上記著書の監修者が同じく監修したDVDに、『新・JAの簿記会計』というものがあり、2010年にJA全中が初版を発行している。同DVDは、初級編と中級編からなっており、初級編の全時間520分中最大の118分を占めているのが、「第8章 信用事業の取引記帳」であるのが特徴的である。

- (2) これら以外のクミカンの特殊性としては、貸し越しがあるということ、取引情報が札幌の電算センターで集中的に処理されていること、「以前、JAバンクシステムに移行するとき、クミカン制度をなくす、なくさないで、北海道としても中央ともめたことがあった」(平野発言、戸田 (2015e, 92)) こと、農協以外との取引や減価償却費のような内部取引は扱えないこと、税務申告と完全には結びついていないこと、「クミカンを扱う場合、基本的には抵当や担保の設定が必要」(小南発言、戸田 (2015e, 103)) なこと、この担保次第で貸越利率が変動すること、「運転資金でないもの、例えば機械を買うとか土地を買うとかいった支出、そういうものへのクミカンからの支出は基本的に禁じられてい」(同) ること、ただし「家計費現金供給限度額というものが設定されてい」(同) るため、子供の進学に必要な資金はクミカンから供給され得ること、等があげられている。
- (3) 本論稿で問題視したのは、クミカン勘定を用いた複式簿記処理の活用が、農業者側ではなく農協側でのみ行われていることであり、クミカン制度そのものを批判したわけでは決してない。北海道におけるクミカン制度の意義については、筆者なりに理解しているつもりである。また、クミカンを使って農協が組合員農家を隷属させているという言説は、誤解であるという点も申し添えておきたい。

なお、クミカンについては、運用してきた北海道の農協自身も反省点があるとしている。この問題点について、小南氏は次のように述べている。「クミカンも、我々としては非常に役に立つものだとは思っておるんですが、いろいろと改善する時期に来ているのかもしれない。資料を見ていただきますが、そこには、『クミカンの反省点』を載せています。クミカンについては、これまでも、JAごとに取り扱いの差があったり、運用の仕方に差があったんです。でも、これ自体はある意味当然なんですけど、問題は、営農計画書がきちんと出されていないのにクミカンを使ったり、使ったあとのサポートをJAとしてしていなかったり、営農計画書は出ていても、それに基づき計画的にクミカンを使っていなかったり。そういった問題も、一部とはいえ確かにあったのかなと。それと、単年度でクミカンが結局赤だった場合、それを安易に別勘定に書き換えたり、安易にそれを毎年繰り返していると、負債が膨大に膨らんでいくわけです。つまり、あるべき運用をしなかったことによる、そういった弊害も、クミカンという制度に一部あったのかなと思います。」(小南発言、戸田 (2015e, 102))。

- (4) 日本の農業簿記に関する実態や事実の収集が進んでいなかった要因の1つに、「農業には、これまで触れちゃならんことが多かったから」(西田発言、戸田 (2015b, 132))、つまりタブーの問題があったと考えられる。農業関連の研究におけるタブーの1つに、農協についての批判的な言説・事実の収集があったのではないか。農協批判が、かつては全くのタブーであったことをうかがわせる事実が、全国農業経営コンサルタント協会前会長であった西田尚史税理士への、次のようなヒアリング調査においても明らかになっている(戸田 2015b, 132)。

【西田】批判と言えば、今でもそうですが、特に地方では農協に対する批判はなかなか出しにくい。実害の無い都会の人は、バンバン言いきるけど。地方じゃ、実害があるんですよ。昔、ちょっとだけ農協のことを批判した『熊本県JAの経営分析』を私が書いたときは、出版差し止めを食らいましたからね。

【戸田】農協批判をされたんですか？

【西田】いや、批判ちゅうもんでなく、熊本県の農協を全部調べて、どこの農協に問題があるか、どんな問題があるか、っていうのを書いただけです。でも、農協から、そんな本の出版はやめてくれって。

【戸田】先生、今なら出せるんじゃないですか。

【西田】出しませんよ。僕は地域社会で、ここ熊本で生きていかならん。地方で農協を敵にしたら、干上がってしまいます。先生には、分からんこつでしょうが。

農協批判はなぜタブーになっていたのかについて、興味深い言説があるので、次に示したい。「学者・研究者の仕事のひとつに批判という任務がある。しかし、農業関係の多数の学者・研究者にとって、聴衆は農協と農協に組織された農家である。彼らは、農家の所得が苦しくなる等の観点から農政を批判することはあっても、農協の批判はしない。そのようなことをしても、農協から講演依頼は来ない。しかも地方では、農協は農学部卒業生にとって数少ない就職先であり、実際、彼らの多くが農協に就職する。ある大学教授が農協批判をしたら、農協から学生を採用しませんよといわれた……そんな話も聞く。かくして、農協に不都合な農水省の政策は批判しても、農協の主張は擁護する“農協御用学者”が誕生する。」(山下 2009, 104)。

上記の言説が全て正しいかどうかはともかく、農協批判をタブー視する研究者が、それに関係せざるを得ない農業の実態や事実の収集を無意識のうちにでも怠ってきたのであるならば、そういった態度こそが、日本の農業に関する研究（ここでは特に農業簿記研究を指す）の進展を阻んできた要因の1つではないか、と不遜ながら思う次第である。

参考文献および参考資料

- 小南裕之 (2009) 「農業簿記の実務と課題 (第 24 回全国大会・統一論題報告)」『日本簿記学会年報』第 24 号 (2009 年 7 月), 27-33 頁。
- 戸田龍介 (2014) 「日本における農業簿記の研究 (3) —全国農業経営コンサルタント協会専務理事・森剛一税理士他へのヒアリング調査—」『商経論叢』第 50 巻第 1 号 (2014 年 10 月), 101-125 頁。
- 戸田龍介 (2015a) 「日本における農業簿記の研究 (6) —神奈川大学経済学部・谷沢弘毅教授へのヒアリング調査—」『商経論叢』第 50 巻第 3・4 合併号 (2015 年 4 月), 103-118 頁。
- 戸田龍介 (2015b) 「日本における農業簿記の研究 (7) —全国農業経営コンサルタント協会代表理事・西田尚史税理士へのヒアリング調査 (第 2 回) —」『商経論叢』第 50 巻第 3・4 合併号 (2015 年 4 月), 119-134 頁。
- 戸田龍介 (2015c) 「日本における農業簿記の史的展開と展望—農業税務簿記, 農業統計調査, 農協簿記を超えて—」『会計』第 187 巻第 6 号 (2015 年 6 月), 41-55 頁。
- 戸田龍介 (2015d) 「日本における農業簿記の研究 (8) —JA 北ひびき・真嶋憲一氏へのヒアリング調査—」『商経論叢』第 51 巻第 1 号 (2015 年 10 月), 69-87 頁。
- 戸田龍介 (2015e) 「日本における農業簿記の研究 (9) —JA 北海道中央会・小南裕之氏へのヒアリング調査—」『商経論叢』第 51 巻第 1 号 (2015 年 10 月), 89-110 頁。
- 平野公認会計士事務所編 (2003) 『例解 農協簿記 ワークブック (問題編, 解答・解説編)』全国協同出版。
- 平野秀輔監修 DVD (2010) 「新・JA の簿記会計 (初級編, 中級編)」全国農業協同組合中央会 (JA 全中) 発行。
- 山下一仁 (2009) 『農協の大罪 「農政トライアングル」が招く日本の食糧不安』宝島社新書。

(付記) 本論稿は、科学研究費補助金 (基盤研究 (c), 課題番号 26380626) の助成による研究成果の一部である。